

決 定 書

異議申出人 君津市 [REDACTED]
小川 国男
参加人 君津市 [REDACTED]
林 祥子

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年10月2日に提起された令和5年9月24日執行の君津市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、君津市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

1 異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙について、当選人林祥子（以下、当選人）という。）の当選を無効とする決定を求めて異議の申出をしたものである。

2 異議の申出の理由

君津市の現住所地に居住実態がなく、また前住所地の柏市で理容業をしているため、君津市内には居住していないと思われ、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第9条第2項及び公選法第10条第1項第5号の要件を満たしていない疑義が強い。

争点

市町村の議会議員の被選挙権は、公選法第10条第1項第5号において、当該議員の選挙権を有する者で、年齢満25年以上のものが有するとされ、市町村の議会議員の選挙権は、公選法第9条第2項において、日本国民たる年齢満18年以上の者で、引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者が有するとされている。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」、すなわち本件選

挙の期日までの間、引き続き3箇月（令和5年6月24日から令和5年9月24日まで）（以下「本件期間」という。）以上君津市に住所を有していたかどうか、という点である。

決定の理由

1 調査・審理の経過

当委員会では、本件異議申出について、形式的要件を審理した結果、適法な異議申出であると認めたので、これを受理した。

審理に当たっては、関係法令に従い、申出人及び当選人が提出した証拠物及び証拠書類、申出人及び当選人の口頭意見陳述、申出人及び当選人への証人尋問、当選人住所の周辺住民への聞き取り調査、当選人の前住所地で同居していた当選人の母親への聞き取り及び前住所地の周辺住民への聞き取り調査に基づき慎重に行った。

2 申出人の主張の要旨

申出人から証拠物が提出され、また口頭意見陳述及び証人尋問を行った。それらにおける申出人の主張の要旨は以下のとおりである。

- (1) 数人の知人から当選人は柏市で理容業をしており、居住実態がないのではないかと、という話を聞いており、その代表として私が異議申出を行った。
- (2) 現住所地を実際に見に行き、住んでいなさそうと聞いている。
- (3) 当選人の住所の外観、郵便受け、表札、扉や電気水道ガスの指針等の画像及び動画データが提出された。
- (4) 当選人現住所の過去の公共料金の書類を提出したかったが、できなかったため、それを調査してもらいたい。

3 当選人の主張の要旨

参加人として当選人から証拠書類等が提出され、口頭意見陳述及び証人尋問を行った。それらにおける当選人の主張の要旨は以下のとおりである。

- (1) 提出された証拠書類等は、以下のとおりである。
 - ア 日用品等に関する領収書
 - イ 銀行口座の通帳の写し
 - ウ 現住所地の電気料金等郵便振替払込金受領証、ガス使用量のお知らせ、水道使用量等のお知らせ
 - エ 入居物件請求書
 - オ 6月から9月までのスケジュールが記載されている手帳の写し
 - カ 前住所地の電気、ガス使用量のお知らせ、水道使用量等のお知らせ

- (2) 証拠書類として、提出した領収書、通帳の取扱履歴、公共料金の明細から、君津市に居住していたことが分かるはずである。
- (3) 住民票は令和5年5月末に異動したが、君津市の住所で寝起きを始めたのは6月9日からである。
- (4) 引っ越しは業者を使わず、6月9日から13日までの間に自身で行った。
- (5) 現住所の近所付き合いは特にない。
- (6) 車を8月19日に購入したため、マンションの駐車場は9月1日から契約した。それまでは、実家の車を借りるか、電車を利用していた。実家の車を借りていた時は、市営の駐車場を利用していた。
- (7) 辻立ちなどの政治活動は実施していない。
- (8) 前住所地である実家で母と2人で理容室をやっていたが、5月末で辞めて、当選人しかできない数人の固定客の予約があった際に帰って対応していた。
- (9) 柏市に泊まった日数は、6月9日から9月24日までの間で、6月は2日、7月は8日、8月は5日、9月は0日である。(計15日間)
- (10) インターネットはポケットWi-Fiを利用している。
- (11) 電気使用量が平均より少なく、6月が極端に少なかったのは、部屋が角部屋で電気を付けなくても明るいので、寝る前にしかつけない。また冷蔵庫を7月17日までは使用していない。エアコンも7月に暑くなるまでは使用を控えていた。テレビも見ないのでコンセントを抜くなどして、節約している。そういったこともあり、少なくなっている。
- (12) 水道の使用量が平均より少ないのは、風呂を少量で済ませているためである。また6月はガスを開栓した6月14日以降から使用していて、6月9日から13日までの間は前住所地の実家に荷物を取りに戻った際に風呂を利用していた。
- (13) ガスの使用量が平均より少ないのは、水道と同様に風呂を少量で済ませていたためである。また6月と7月が少ないのは、自炊を始めたのが7月17日の冷蔵庫を使用してからなので、それまでは弁当などを購入していた。
- (14) 電気、水道、ガスの使用量が平均より少ないのは、基本的に節約をしているので、自身の暮らし方が影響しているためである。

4 住所認定の解釈

本件異議申出の争点になっている、公選法第9条第2項に規定する「住所」とは、民法（明治29年法律第89号）第22条に規定する「生活の本拠」とされる。

また判例では「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」(平成9年8月25日最高裁判所判決)と判断されている。

「逐条解説公職選挙法(上)(ぎょうせい)黒瀬敏文・笠置隆範編著」には、公選法第9条第2項における住所の認定に当たり考慮される諸事実として「起居、寝食、家族同居の事実は、いずれも住所の認定に当たって、もっとも重視すべき事項であり、他に特別の事情のない限り、『現に起臥しているところ』に住所を認定すべきである。」(同書93～94ページ)と説明されている。

これらから「客観的な生活の本拠たる実体」を具備しているか否かの判断については、他に特別の事情がない限り「現に起臥しているところ」に住所があるものと認定して差し支えないとされるが、現に起臥しているか否かを客観的に証明することが困難であるため、電気・水道・ガスの使用状況や当選人の証言及び提出資料をもとに、本件期間について判断することとした。

5 当委員会が認定した事実等

当委員会が職権で収集した証拠書類及び当選人から提出された証拠書類からは、次の事実が認められる。

(1) 君津市に対して行われた住民異動届出

当選人は、令和5年5月30日を転入日として、千葉県柏市から千葉県君津市に転入した旨、同日に転入届を届け出ている。

(2) 現住所地に係る賃貸借契約

当選人は、2023年5月28日から2025年5月27日まで(2年間)の住宅賃貸借契約を結んでいる。また2023年9月1日から2025年5月27日までの駐車場の賃貸借契約を結んでいる。

(3) 現住所地の電化製品、家財道具

当選人立会のもと、現地を選挙管理委員会で確認した。備え付けのガスコンロのほか、電化製品は備え付けのエアコン、洗濯機、電子レンジ、冷蔵庫、照明と前住所地から持ってきたパソコンがあり、また家財道具は備え付けのベッド、カーテン、クローゼット、テレビ台があり、一般的な生活ができるようになっている。

(4) 免許証の住所変更

提出された当選人の免許証の写しは、令和5年5月30日付けで現住所地に住所変更されている。

(5) 現住所地での電気・水道・ガスの使用状況

当選人から、電気・水道・ガスの使用に係る領収書等の資料が提出された。その内容は以下のとおりである。なお、提出された領収書等の名義は当選人となっている。

【電気使用量】

NO	年 月	使用期間	使用量 (kWh)
1	令和5年 7月	6月12日～ 7月11日	12
2	令和5年 8月	7月12日～ 8月 9日	66
3	令和5年 9月	8月10日～ 9月11日	118
4	令和5年10月	9月12日～10月12日	85

【上下水道使用量】

NO	年 月	使用期間	水量 (m ³)
1	令和5年 7月	6月 1日～ 7月 4日	3
2	令和5年 9月	7月 5日～ 9月 4日	10
3	令和5年10月	9月 5日～10月24日	10

※NO3の10月は、10月24日に選挙管理委員会が水道の指針で確認した水量83 m³から9月の指針73 m³を差し引いたもの

【ガス使用量】

NO	年 月	使用期間	使用量 (m ³)
1	令和5年 7月	6月14日～ 7月 5日	4
2	令和5年 8月	7月 6日～ 8月 3日	4
3	令和5年 9月	8月 4日～ 9月 5日	5
4	令和5年10月	9月 6日～10月 4日	6

(6) 前住所地での電気・水道・ガスの使用状況 (店舗併用住宅のため合算)

当選人から前住所地の電気・水道・ガスの使用に係る領収書等の資料が提出された。その内容は以下のとおりである。なお、提出された領収書等の名義は当選人の家族である。

【電気使用量】

NO	年 月	使用期間	使用量 (kWh)	差引使用量
1	令和4年 6月	5月20日～ 6月19日	381	△32
	令和5年 6月	5月20日～ 6月19日	349	
2	令和4年 7月	6月20日～ 7月19日	456	△35
	令和5年 7月	6月20日～ 7月19日	421	

3	令和4年 8月	7月20日～ 8月19日	527	22
	令和5年 8月	7月20日～ 8月19日	549	
4	令和4年 9月	8月20日～ 9月19日	412	114
	令和5年 9月	8月20日～ 9月19日	526	

【上下水道使用量】

NO	年 月	使用期間	使用量 (m ³)	差引使用量
1	令和4年 7月	5月 2日～ 7月 1日	72	△ 4
	令和5年 7月	5月 2日～ 7月 3日	68	
2	令和4年 9月	7月 2日～ 9月 1日	72	△10
	令和5年 9月	7月 4日～ 9月 1日	62	

【ガス使用量】

NO	年 月	使用期間	使用量 (m ³)	差引使用量
1	令和4年 6月	6月 3日～ 7月 4日	57	△11
	令和5年 6月	6月 6日～ 7月 4日	46	
2	令和4年 7月	7月 5日～ 8月 1日	36	△ 9
	令和5年 7月	7月 5日～ 8月 2日	27	
3	令和4年 8月	8月 2日～ 9月 1日	34	△ 7
	令和5年 8月	8月 3日～ 9月 4日	27	
4	令和4年 9月	9月 2日～10月 3日	43	△16
	令和5年 9月	9月 5日～10月 4日	27	

(7) ゆうちょ銀行の取扱履歴

当選人から提出された通帳の写しより、ゆうちょ銀行の引き下ろし、振込などの取扱履歴は以下のとおりである。

NO	年月日	取扱店
	令和5年	
1	6月16日	05008 木更津郵便局
2	6月28日	05620 君津南子安郵便局
3	7月 1日	05415 柏駅西口郵便局
4	7月13日	05360 豊四季駅前郵便局
5	7月20日	05078 君津郵便局
6	7月27日	05078 君津郵便局
7	8月 2日	05078 君津郵便局

8	8月 4日	05078	君津郵便局
9	8月 8日	05078	君津郵便局
10	8月10日	05078	君津郵便局
11	8月16日	05360	豊四季駅前郵便局
12	8月21日	05693	柏東台郵便局
13	8月24日	05078	君津郵便局
14	9月 2日	05008	木更津郵便局
15	9月 6日	05078	君津郵便局
16	9月 8日	05078	君津郵便局
17	9月11日	05008	木更津郵便局
18	9月11日	05078	君津郵便局
19	9月14日	05078	君津郵便局
20	9月16日	05078	君津郵便局
21	9月17日	05078	君津郵便局
22	9月24日	05620	君津南子安郵便局

(8) 提出された領収書

当選人から日用品等の領収書が提出された。本件期間に係る領収書の内訳と購入場所は以下のとおりである。

	君津市	木更津市	袖ヶ浦市	合計
日用品	5			5
飲食物	34	2		36
雑費	22	3	1	26
合計	61	5	1	67

(9) 提出された手帳の写し

当選人から6月から9月までのスケジュールが書かれた手帳の写しが提出された。提出された領収書、ゆうちょ銀行の取扱履歴、当選人の証言との整合性を確認できた。

6 当委員会の判断

以上を踏まえ、当選人が本件期間において、引き続き現住所地において起臥していたかについて判断する。

一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為をすることができ

なければならず、この必要最低限の行為とは、睡眠、食事、入浴、排せつなどの行為がある。

そのため、これらの行為をするためには、当該場所において電気、水道、ガスを使用することが当然想定される。これらを使用することなくして、当該場所において現に起臥していたと認定するためには、これらを使用しなくても日常生活を営むことができたという特別な事情が存在する必要がある。

(1) 電気の使用量について

電気の使用量は、令和5年6月12日から7月11日が12kWh、令和5年7月12日から8月9日が66kWh、令和5年8月10日から9月11日が118kWh、令和5年9月12日から10月12日が85kWhであり、いずれも一人世帯（集合住宅）の1か月あたりの平均使用量186kWh（「平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書」）よりも少ない。

しかし、基本的に節約をしており、照明は寝る前にしかつけず、特に6月は冷蔵庫やエアコンの使用もなかったという当選人の主張からすると、使用量が少ないこともそれほど不自然ではないと認められる。

(2) 水道の使用量について

水道の使用量は、令和5年6月1日から7月4日が3 m^3 、令和5年7月5日から9月4日までが10 m^3 、令和5年9月5日から10月24日までが10 m^3 であり、いずれも一人世帯の1か月あたり平均使用量8.1 m^3 （東京都水道局「令和2年度生活用水実態調査」）よりも少ない。

しかし、基本的に節約をしており、風呂は少量で済ませていて、特に少ない6月は、6月14日のガス開栓後から風呂を使用していたという当選人の主張からすると、使用量が少ないこともそれほど不自然ではないと認められる。

(3) ガスの使用量について

ガスの使用量は、令和5年6月14日から7月5日までが4 m^3 、令和5年7月6日から8月3日までが4 m^3 、令和5年8月4日から9月5日までが5 m^3 、令和5年9月6日から10月4日までが6 m^3 であり、いずれも一人世帯（集合住宅）の1か月あたりの平均使用量15 m^3 （「平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書」）よりも少ない。

しかし、6月から7月17日までは自炊せず、入浴についても少量で済ませていたという当選人の主張からすると、使用量が少ないこともそれほど不自然ではないと認められる。

(4) 前住所地での電気、水道、ガスの使用量について

8月、9月が異常な暑さで電気の使用量は増えているものの、住宅と店舗の併用であることを加味しても、前年と比較すると6月、7月の電気、

水道、ガスの使用量については減少傾向にあると読み取れる。

(5) 提出されたゆうちょ銀行通帳の取扱履歴について

当選人から提出された通帳写しの6月以降の取扱履歴をみると君津市の郵便局を15回、木更津市の郵便局を3回、柏市の郵便局を4回の取扱履歴があり、現住所地の周辺で生活をしていたことがうかがえる。

(6) 提出された領収書について

当選人から6月から9月末までの期間について、多くの領収書の提出があった。飲食物、日用品に関する領収書が一部不足しているものの、提出されたその内訳の大半が君津市近郊のコンビニエンスストア、スーパー、ドラッグストア、飲食店の利用によるものであり、現住所地の周辺で飲食や買い物をしていたことがうかがえる。

(7) 現住所地及び前住所地における宿泊の頻度について

当選人からの証言や提出された資料によれば、6月9日から9月24日までの間で、6月は2日、7月は8日、8月は5日、9月は0日、前住所地に宿泊している。前住所地近隣の住民に聞き込みを行ったところ、最近は姿を見かけていないとのことであった。

以上の証言や前述の領収書、ゆうちょ銀行の取扱履歴等を鑑みると、整合性があり、当選人の主張には一定の信憑性があると言える。

(8) 申出人の主張の要旨

ア 柏市で理容業について

「柏市で理容業をしているため、君津市に居住していない」という主張について判断する。

当選人の証言によると、5月末で退職し、当選人しかできない数人程度の固定客の予約があった際に帰って対応していたとのことであった。

当委員会が現地を確認したところ、当選人の母親から5月末に退職し、現在は2人程度の固定客からの予約があった場合をお願いしているとのことであった。

これらの証言は一致しており、これらの証言を否定する客観的な証拠物は申出人から提出されていないことから、柏市で理容業をしているため、君津市に居住していないという主張は採用することができない。

イ 提出された証拠物

申出人より提出された「当選人の住所の外観、郵便受け、表札、扉や電気ガス水道の指針の画像及び動画データ」について判断する。

音声データの1つで9月29日と示す程度で、いつ撮影されたものか示すものがない。また申出人への証人尋問においても、提出された動画をも

って証拠物件とするのは難しいことを申出人も認識していた。

以上のことから、申出人から提出された証拠物については、当選人が現住所地に住所を有しなかったことを直接証明するものではないため、採用することができない。

ウ その他

その他、申出人が異議申出書等に記載している事柄及び口頭意見陳述で述べた事柄については、いずれも当選人が現住所地に住所を有しなかったことを直接証明するものではないため、採用することができない。

前述の当選人の主張を踏まえ、以上のことを勘案すると、本件期間中、現住所地に生活の本拠があったと判断することが相当であり、当選人は本件期間中、現住所地で実際に起臥していたと推認できる。

また、現住所地に生活の本拠があったという当選人の主張を覆すほどの証拠書類等の提出や主張が確認できないことから、当委員会は、本件期間について、当選人の住所は現住所地にあったと判断する。

7 結論

したがって、本件選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める申出人の主張には理由が認められず、公選法第 216 条第 1 項が準用する行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和 5 年 11 月 2 日

君津市選挙管理委員会
委員長 吉 田 實

教示

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で千葉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。